

鳥取県告示第208号

鳥取県都市公園条例（昭和54年鳥取県条例第31号）第15条第2項の規定に基づき、鳥取県立東郷湖羽合臨海公園（引地地区に限る。）の利用料金を次のとおり承認したので、同条第3項の規定により告示し、平成21年4月1日から施行する。

平成18年鳥取県告示第247号（鳥取県立東郷湖羽合臨海公園（引地地区に限る。）の利用料金について）は、平成21年3月31日限り廃止する。

平成21年3月31日

鳥取県知事 平 井 伸 治

1 利用料金

区 分		単 位	金 額	
燕趙園	個人	児童又は中学校の生徒	1人1回につき	200円
		高等学校の生徒、学生又は一般人	1人1回につき	500円
	団体（学校行事で利用するものを除き、10人以上20人未満のものに限る。）	児童又は中学校の生徒	1人1回につき	180円
		高等学校の生徒、学生又は一般人	1人1回につき	450円
	団体（学校行事で利用するものを除き、20人以上のものに限る。）	児童又は中学校の生徒	1人1回につき	160円
		高等学校の生徒、学生又は一般人	1人1回につき	400円
	学校行事	児童又は中学校の生徒	1人1回につき	80円
		高等学校の生徒	1人1回につき	200円

2 承認年月日

平成21年3月27日